

公害保健福祉事業としての「インフルエンザ予防接種の費用の助成に関する事業」（仮称）の新設について

1. 公害保健福祉事業について

公害保健福祉事業は、公健法第46条に基づき、公健法の被認定者の健康を回復させる等により、福祉を増進し、並びに指定疾病による被害を予防することを目的として、自治体を実施するものである。

現在、当該事業として、公健法施行令第25条において以下の事業が定められており、この中から自治体が地域の実情に応じた事業を組み合わせ実施している。

- (1) リハビリテーションに関する事業
- (2) 転地療養に関する事業
- (3) 家庭における療養に必要な用具の支給に関する事業
- (4) 家庭における療養の指導に関する事業

今般、インフルエンザの予防接種が、特に高齢の被認定者の認定疾病の症状増悪の防止に有効性があるものと考えられるため、公害保健福祉事業の一つとして、「インフルエンザ予防接種の費用の助成に関する事業」（仮称）を追加するものである。

（参考）公害健康被害の補償等に関する法律第46条第1項

都道府県知事又は第4条第3項の政令で定める市の長は、指定疾病によりそこなわれた被認定者の健康を回復させ、その回復した健康を保持させ、及び増進させる等被認定者の福祉を増進し、並びに第一種地域又は第二種地域における当該地域に係る指定疾病による被害を予防するために必要なりハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の政令で定める公害保健福祉事業を行なうものとする。

2. 事業概要

インフルエンザ予防接種は、予防接種法の平成13年改正により、65歳以上の高齢者に対する定期接種の実施が市区町村に義務付けられ、接種費用の一部を市（区）町村が負担する公費負担制度が導入されている。

「インフルエンザ予防接種の費用の助成に関する事業」（仮称）は、公健法旧第一種指定地域に係る被認定者のうち、65歳以上の者に対して、各市（区）町村長が予防接種法に基づき実施するインフルエンザの予防接種について、一定額を上限として各自治体における被接種者負担額を助成するものである。

3. 実施時期

平成17年度からの実施を予定。